

## 平成28年第2回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年3月10日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	平成28年3月11日	午前10時00分
	散 会	平成28年3月11日	午後3時30分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名                      欠 席 0 名                      欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具 志 堅 勉	出	9	仲 宗 根 宗 弘	出
2	座 間 味 栄 純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	欠 員	
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	〃	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	〃	15	島 袋 吉 徳	〃

※ 会議録署名議員

3 番	西 平 一	5 番	松 川 秀 清
-----	-------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲 宗 根 清 二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	新 里 一 成
総 務 課 長	上 原 新 吾	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫
住 民 課 長	上 間 辰 巳	町 税 対 策 課 長	松 本 一 也
福 祉 課 長	崎 原 誠	保 険 予 防 課 長	仲 榮 眞 修
建 設 課 長	屋 富 祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊 野 波 盛 二
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教 育 委 員 会 事 務 局 長	仲 宗 根 章
商 工 観 光 課 長	宮 城 健		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	仲 宗 根 農
---------	---------	-----	---------

# 議 事 日 程

3月11日（金）2日目

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第23号	北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について (議案説明・審議・採決)
2	議案第24号	沖縄県介護保険広域連合規約の変更について (議案説明・審議・採決)
3	議案第25号	本部町体育施設の指定管理者の指定について (議案説明・審議・採決)
4	議案第26号	本部町地域福祉センターの指定管理者の指定について (議案説明・審議・採決)
5	議案第27号	本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定について (議案説明・審議・採決)
6	議案第28号	本部町産業支援センターの指定管理者の指定について (議案説明・審議・採決)
7	議案第29号	本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定について (議案説明・審議・採決)
8	議案第30号	本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定について (議案説明・審議・採決)
9	議案第31号	本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定について (議案説明・審議・採決)
10	議案第32号	平成28年度本部町一般会計予算について (議案説明)
11	議案第33号	平成28年度本部町国民健康保険特別会計予算について (議案説明)
12	議案第34号	平成28年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について (議案説明)

日程番号	議案番号	件名
13	議案第35号	平成28年度本部町公共下水道特別会計予算について (議案説明)
14	議案第36号	平成28年度本部町水道事業会計予算について (議案説明)
15		研究会 平成28年度本部町一般会計予算について 平成28年度本部町国民健康保険特別会計予算について 平成28年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について 平成28年度本部町公共下水道特別会計予算について 平成28年度本部町水道事業会計予算について

○ **議長 島袋吉徳** おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の会議を開く前に、仲間厚洋議員より3月10日、昨日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元にお配りしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。本人より説明したいとのことですので、許可いたします。10番仲間厚洋議員。

○ **10番 仲間厚洋** 昨日、議案第9号、一般会計補正予算の中の繰越明許費、農村総合17号農道未買収用地購入事業にかかわる私の質疑が結果的に課長の信用を落とすような内容となってしまったことに対し、おわびを申し上げます。昨日の議会終了後、現場を確認したところ、完全ではないにしろ、現時点で可能な限りの対応が行われていることを確認いたしました。したがって、昨日の私の17号農道に関する発言は事実と反することになりますので、17号農道に関する私の全ての発言を撤回させていただき、議事録から削除いただくことにご同意いただきますよう議長のご配慮をお願い申し上げます。

○ **議長 島袋吉徳** お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。仲間議員からの発言取り消しを許可します。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．議案第23号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○ **企画政策課長 安里孝夫** 議案第23号についてご説明いたします。

議案第23号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。平成28年3月10日、本部町長 高良文雄。

提案理由、北部広域ネットワークは、北部地域内の市町村を高速ネットワークで接続する地域情報基盤として、産業振興、地域住民の生活利便性の向上、それらを支える人材育成を目的として整備された。同施設の今後の管理運営体制を強化するため、北部広域市町村圏事務組合で共同処理する事務に北部広域ネットワークに関する事務を加えるとともに、同組合規約を変更する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

内容につきましては、議案の最後のページでございます図の表でご説明したいと思います。よろしく願いいたします。北部広域はイージャン構想が提唱された当時、平成12年ごろになりますが、民間による情報基盤整備の参入が進まない不採算地域となっていたことから、北部振興事業を活用し、平成15年度から年次的に高速回線網を整備してまいりました。本部町も第4期平成24年度に整備された状況です。運用に関しましては、整備済みの市町村で構成される協議会で、

負担金を出し合って運営してきました。現在、国頭村を除く11市町村が協議会に参加していることから、事務内容を明確化する意味で、協議会要綱による運営ではなく、北部広域市町村圏事務組合の事務内容の追加のほうが責任の明確化等、好ましいとの判断から規約変更となっております。なお、規約変更による本部町への負担金等は例年に比べ増ではございません。以上が議案第23号のご説明です。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第23号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第23号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第24号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 崎原 誠** 議案第24号について説明いたします。

議案第24号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、沖縄県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求める。平成28年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、西原町の広域連合への加入に伴う広域連合議会の議員の定数の増及び平成27年度介護保険法改正に伴い「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な実施を図るため、これまで広域連合が実施主体となっていた地域支援事業について、今後は構成市町村が主体的に実施することとし、広域連合は、広域での実施が効果的な場合の事業を行うものとするため、沖縄県介護保険広域連合規約を変更する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

なお、前段で説明しましたとおり、地方自治法第291条の11に基づき、広域連合の規約の変更については、構成市町村の議会の議決が必要となっております。変更内容については、3ページの新旧対照表により説明いたします。第7条の変更につきましては、その下の別表第1にありますように、西原町の新規加入により、第7条、広域連合の議会の組織において、議員定数を1つふやすものとなっております。次に、下の別表第2についてですが、同表については市町村において処理をする事務について定められていますが、次ページのカの地域支援事業については、保険者である広域連合の事務として、市町村において処理する事務から省かれていましたが、制度改正により、今後は地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画することで、地域の支え合い

の体制づくりを推進していく等の目的から、市町村の処理する事務についても本項目を追加しております。よろしくお願ひします。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第24号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第24号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第25号 本部町体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 仲宗根 章** 議案第25号 本部町体育施設の指定管理者の指定について。本部町体育施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。平成28年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所 名称：本部町体育施設。場所：①本部町民体育館 本部町字浦崎467番地1。②本部町運動公園 本部町字浜元598番地。指定管理者 所在地：本部町字浦崎467番地1。名称：本部町体育協会。指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由、平成25年第2回議会（定例会）において可決された本部町体育施設の指定管理者の指定については、平成28年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町体育施設の設置及び管理に関する条例第3条の規定に基づき上記の団体を指定管理者として指定したい。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページをお願いいたします。2ページに参考資料といたしまして、これまでの経緯を載せております。運動公園につきましては、平成4年に供用開始をされております。町民体育館におきましては、平成14年供用開始でございます。平成19年4月1日に指定管理者制度に移行しまして、体育協会を3年間指定しております。平成22年4月に任期満了、指定管理が満了を迎えまして、更新しております。体育協会は3年更新しております。平成25年4月に同じく体育協会が3年間更新しております。そして今回、平成28年4月に同じく体育協会を9年間3回更新を迎えていますので、今回は他の指定管理者とあわすこともありまして、5年間指定をお願いしたいと思っております。

次の3ページ目をお願いいたします。利用状況と収支状況を示しております。今期の指定期間であり平成25年度から平成27年度は見込みでございますが、2月29日までの実績を載せてお

ります。①利用実績、②収支状況を載せております。以上、説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。 休 憩（午前10時16分）

再開します。 再 開（午前10時20分）

12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 今、休憩で少し確認させてもらったけれども、従来は体育協会会長以外に常勤の館長がおりました。それはいろいろ交通整理したほうがいいのではないかという意見もちまたに出て、私どもは監査の中でいろいろ指摘しながらきたけれども、今回また会長が館長を兼ねるという変則的な形になっています。館長というのは常駐で体育館にいる必要があるのではないかと。そういう意味で、従来も館長はずっと常駐で体育館にいたはずなんです。会長は常駐ではないという変則な形になったけれども、それについてはいかがなものか。教育長、その件についてお尋ねしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 12番、大城議員にご説明いたします。

体育施設の指定管理につきましては、当時、私は教育長に就任したときに指定管理を体育協会にお願いした経緯がございますけれども、当時の体育協会というのは非常に組織自体がそんなにしっかりした組織でもなかったということもあって、体育協会を強化しようということもあって、体育協会は体育施設を指定管理したいきさつもあります。その中で体育協会の会長が指定管理を受けた場合に、指定管理の館長といいますか、それも兼任することができるということについて、これは体育協会の会長とお互いに協議しながら決めた経緯がございます。ただし、これは必ずしも体育協会の会長が指定管理を受けた場合の館長も兼ねると、必ずしもそういうことではなかったんですけれども、これは兼ねることができるという文言をお互いの協定書の中で取り決めしたものですから、その当時、そういう体育協会の会長がその指定管理を受けた場合の館長も兼ねるということになった経緯がございますけれども、ただ、それは別々、体育協会の会長と指定管理の館長は、組織ですから別々にしてもいいんですけれども、ただ、その当時は組織がうまく機能すると、機能してもらおうということもあって、やってきたわけなんですけれども、現在の体育協会の会長は、その指定管理の非常勤であるということもありますけれども、その辺のかかわりといいますか、体育協会と指定管理というのを全く切り離すと、ちょっと運営上、難しいという点もあって、現在もそのようなことになっております。これは今後全く別個にするかどうかというのは、我々教育委員会も含めて、体育協会、それから指定管理を受ける立場、その辺はこれから十分協議した上で、切り離すかどうかということはやっていくべきだろうと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。 休 憩（午前10時24分）

再開します。 再 開（午前10時25分）

ほかに質疑ございませんか。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 これからも出てくる指定管理の案件なんですけれども、会社とかがやっているところというのは、ちゃんとした会社の定款とか、役員構成も出てまいりますけれども、諸

団体、商工会、それと今出ている体育協会、こういう役員構成の資料等も添付していただければと。今、教育長の答弁の中にもありましたように、体育協会自体の組織強化を図りながら、そこに指定管理をさせたいという話があります。それではお伺いしますけれども、こういう指定管理を受けるときに会長だけとの話でいいんですか。聞くところによると、こういうのは会が受けるときには、会なんです。体育協会にやるんですよね、個人ではないんです。体育協会長の。指定管理を受けるといって、組織決定というのがあったのかどうか。指定管理してくれという申し入れがあるんですけども、体育協会の中で受けてもいいですと、こういうものがしっかりした組織の中で、議論をされてきたのか。この形跡がないままに今まで指定管理をしてきて、ちまた間でいろんな話が出てまいりました。確かに契約は会長とやるはずですけども、会長個人とやるわけではないんですよね、組織としてやると思っているんです。そういう点も調べましたか。確認をとられていますか。そういう面を含めて、資料というものがほしい。事務局も体育館の中だと思いますよ、この番地では。そして常勤の事務局職員というのがいるんですか。そういうものも含めて、私たちは知りたいんです。組織自体の決定事項なのか、これは商工会でもいいし、どこでもいい。指定管理を受けるところはお互いの地域の団体ですから。町民から疑義がないように、そして組織の中から疑義が出ないように、しっかりとした中で議論をしながら受けていただくというのが非常にいいのではないかという面も含めて、お願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 13番、石川議員にご説明いたします。

指定管理を受ける場合は、会長とだけもちろん話をするのではなくて、それはやはりその組織、体育協会の組織がありますので、評議委員会、それに諮って決めるわけです。教育委員会が図書館、博物館の指定管理を受けた場合にも文化協会に諮って、その組織の中でちゃんと決議をしてもらって、それは指定管理を受けてもらっております。体育協会ももちろん、体育施設の指定管理を受ける場合は、体育協会の評議委員に前もって、事前に諮って、了承を得た上で指定管理の協定契約を結んでおります。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。

休 憩（午前10時29分）

再開します。

再 開（午前10時31分）

13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 休憩中にもちょっとお話し申し上げましたけれども、今後お互いの地域の組織に関しましては、組織全体の同意のもとに、こういう指定管理というものの指定というものは行っていただきたい。それが即組織自体が団体自体が強化されていく。そして議論がされていく。そしていろんな集まりの中で、自分たちの会というものをしっかりとした会にしていける体制ができると思いますので、その点について教育長、説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 13番、石川議員にご説明いたします。

確かに石川議員がおっしゃられたとおりで思っております。体育協会のほうからは指定管理

を受けることについて要望が出ておりますけれども、それを正式に組織の中で、それを決定した上で、そういった要望書も出すべきであると思っておりますので、今後十分そこは気をつけて、指導していきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。1番 具志堅 勉議員。

○ 1番 具志堅 勉 指定管理制度、確かに私の記憶では平成15年より施行されたと記憶しております。その中で今、指定管理の体育協会ですか、体育館のほうの収入のほうで平成25年は1,700万円余り、そして平成26年、平成27年度は500万円ぐらい一気に下がっています。平成25年までは1,700万円台だったのか、その前はですね。それと500万円の減になった理由の説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 仲宗根 章 1番、具志堅議員にご説明いたします。

3ページの参考資料のほうで収入としまして、町からの管理運営費、平成25年度におきましては約1,700万円、平成26年度は約1,100万円ということで、500万円程度の減額でございますが、こちらは平成26年度から光熱費を教育委員会が負担することに切りかえております。その理由としまして、消費税の課税に関係してきます。現在、体育施設の指定管理におきましては、免税事業者ということで、消費税が免税されている状態であります。1,000万円を超えますと課税対象になります。平成26年度、町からの管理運営費におきましては、まず500万円の光熱費を委託費に含めず委員会が直接支払うこととしております。それで平成25年度の調査の管理運営費は1,100万円でございますが、これだと消費税が課税の対象になります。そして1,100万円の中で委託料と補助金に分けております。委託料は約360万円、補助金は810万円、補助金というのは人件費にかかる分のみでございます。それ以外の管理運営費は委託料として管理のほうに入れております。こちらは税務署のほうと相談いたしまして、将来的に収入運営費の、済みません、体育館の収入等が上がった場合には課税の対象になるということで相談を受けまして、私と指定管理者の事務局長と平成25年度に税務署のほうに相談いたしまして、このような方法に切りかえております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第25号 本部町体育施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第25号 本部町体育施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第26号 本部町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 崎原 誠** 議案第26号について説明いたします。

議案第26号 本部町地域福祉センターの指定管理者の指定について。本部町地域福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。平成28年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所 名称：本部町地域福祉センター。場所：本部町字大浜881番地4。指定管理者 所在地：本部町字大浜881番地4。名称：社会福祉法人 本部町社会福祉協議会。指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由、平成23年第2回議会（定例会）において可決された本部町地域福祉センターの指定管理については、平成28年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定に基づき、指定管理者を指定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。経緯について説明いたします。福祉センターの指定管理につきましては、平成18年4月1日より指定管理者制度へ移行を行っております。平成23年3月31日の指定期間満了に伴い、新たに平成23年4月1日より5年間の指定管理を行っております。今回、平成28年3月31日に指定期間の満了を迎えることとなっております。次に、福祉センターのほうにはイベントホール、視聴覚室や教養娯楽室等がありまして、その利用状況となっております。一番下の地域福祉センター管理運営についてですが、センター運営費がありまして、真ん中が本部町からの管理委託料となっております。一番下の差額については、社会福祉協議会の持ち出し分となっております。よろしくをお願いします。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第26号 本部町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第26号 本部町地域福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第27号 本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業振興課長。

○ **産業振興課長 伊野波盛二** 議案第27号 本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定について。本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。平成28年3月10日提出、本部町

長 高良文雄。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所 名称：本部町花き集出荷施設。場所：本部町字野原488番地1。指定管理者 所在地：沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番1号。名称：沖縄県花卉園芸農業協同組合。指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由、平成23年第2回議会（定例会）において可決された本部町花き集出荷施設の指定管理については、平成28年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町花き集出荷施設設置及び管理条例第6条第2項の規定に基づき、上記団体を指定管理者として指定したい。これが、この議案を提出する理由である。

次のページでこれまでの経過があります。平成5年4月1日に本施設が供用開始しております。平成18年4月1日より指定管理者制度へ移行しており、沖縄県花卉園芸農業協同組合を指定管理者として5年間指定しております。平成23年3月31日までの期間で満了を迎えております。平成23年4月1日から沖縄県花卉園芸農業協同組合を5年間の指定管理期間を設けて指定しております。平成28年3月31日で指定期間の満了を迎えます。それで今回、平成28年4月1日から沖縄県花卉園芸農業協同組合を指定管理者として5年間指定管理者として指定したいと考えております。

次のページですが、本日、参考資料ということで、追加でお配りしておりますが、本施設の利用実績と維持管理の経費について細かく内訳をつけてございます。こちらのほうで利用実績及び管理費、経費についてご説明いたします。本施設は平成23年から平成24年、平成25年、平成26年度までの実績、利用実績としましては、大菊、小菊、スプレー菊、その他ということで、こちらのほうで集出荷しております。本数にしまして、平成23年度は970万本余り、平成24年度が880万本余り、平成25年度が880万本余り、平成26年度が829万本余りとなっております。出荷額については、平成23年度が4億3,100万円余り、平成24年度が3億8,700万円余り、平成25年度が3億8,100万円余り、平成26年度が4億200万円余りということで、平成26年度は少々単価のほう盛り返したということもあまして、出荷総額も盛り返しております。それから利用者数としましては、花卉園芸農業協同組合の本部支部の組合員39人の方が利用しております。下のほうで管理経費ですが、管理経費については平成23年、平成24年、平成25年の決算の報告に基づいております。主に保険料、水道、光熱費が管理の経費になっておりまして、平成24年度には保守修繕費としまして、これは出入り口のシャッターの修繕がございました。11万3,400円。大体年間120万円から130万円の間で維持経費を支出しております。組合としまして、沖縄県全体の組合の予算の中からその分を捻出しているということでございます。特に本部町から組合員に対しての維持費的な費用は支出しておりません。以上でございます。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。

休 憩（午前10時48分）

再開します。

再 開（午前10時51分）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第27号 本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第27号 本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第28号 本部町産業支援センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

○ 商工観光課長 宮城 健 議案第28号を説明いたします。

議案第28号 本部町産業支援センターの指定管理者の指定について。本部町産業支援センターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。平成28年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所 名称：本部町産業支援センター。場所：本部町字大浜881番地1。指定管理者 所在地：本部町字大浜881番地1。名称：公益法人 本部町商工会。指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由、平成25年第2回議会（定例会）において可決された本部町産業支援センターの指定管理については、平成28年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町産業支援センターの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、上記団体を指定管理者として指定したい。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。産業支援センターの指定管理についてでございます。平成16年4月1日に供用開始、同年同月、本部町商工会を指定管理者として3年間指定しております。今回の提案が平成28年4月1日、本部町商工会を指定管理者として5年間指定したいということです。平成28年4月1日以降も引き続き指定管理者として本部町商工会を指定したいと考えております。

次のページをお願いいたします。収支関係についてでございます。平成25年度の収入、それから支出が差額として89万8,641円、利用人数としては延べ7,691名のご利用がございます。平成26年度について、差し引きのほうは120万1,097円、利用人数のほうは延べ1万3,651名の利用がございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 ちょっと確認をしたいと思います。指定管理者の名称なんですけれども、これは公益法人本部町商工会で正しいのか、ちょっと確認をしておきたいと思います。もし間違っていた場合には指定管理者が存在しないというおそれがありますので、昨日のこともありますので、断定的なことは申し上げませんが、ちょっと確認をしておきたいと思います。

それと収支についてなんですけれども、これは産業支援センターはレストランがあります。賃

貸していると思うんですけども、そこはその収支の中に含まれているのか、いないのか。この金額を見ると何か含まれていないのではないかと、収入あたり。今、前面のほうでかりゆし市場移転に向けた工事がやられていますけれども、そこが最適の場所ということで、その場所に決定をしたのか、どこかもっといい場所があるのではないかと私は常々思っているんですけども、これは平成28年度の一般会計の中でもちょっと触れてみたいと思っておりますけれども、この3点をお尋ねします。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 宮城 健 10番、仲間議員にご説明いたします。

商工会の名称でございますが、公益法人本部町商工会ということで間違いございません。その名前で申請もあがってきております。もう1点のレストランの話ですが、収入として、この収支の中に入っております。あと産業支援センターでのかりゆし市場の件ですが、もともと産業支援センターが町民参加型の情報を発信する場所、その中で本部町の産業を醸成していくという目的がございますので、その中で産業支援センターの中でかりゆし市場が入ってくるのが適当だということで決定しております。以上でございます。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。

休 憩（午前10時58分）

再開します。

再 開（午前11時00分）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第28号 本部町産業支援センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第28号 本部町産業支援センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（午前11時01分）

再開します。

再 開（午前11時12分）

日程第7. 議案第29号 本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 議案第29号 本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定について。本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。平成28年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所 名称：本部町伊

豆味みかんの里総合案内所。場所：本部町字伊豆味2846番地13。指定管理者 所在地：本部町字伊豆味2846番地13。名称：農業生産法人有限会社伊豆味みかん生産組合。指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由、平成23年第2回議会（定例会）において可決された本部町みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定については、平成28年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の設置及び管理運営に関する条例第4条第2項の規定に基づき、上記団体を指定管理者として指定したい。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。参考資料ですが、経過について説明いたします。平成14年4月1日に本施設が供用開始しまして、平成18年4月1日から指定管理者制度へ移行しております。農業生産法人伊豆味みかん生産組合を指定管理者として5年間指定しております。平成23年3月31日に満期を迎えております。平成23年4月1日に改めて伊豆味みかん生産組合を指定管理者として5年間指定しまして、平成28年3月31日でもって指定期間の満了を迎えることとなっております。平成28年4月1日から改めてまた5カ年間、伊豆味みかん生産組合を指定管理者として指定したいと考えております。こちらのほうもきょう追加のほうで議案第29号、参考資料のほうをお配りしてございますが、お手元にあると思いますが、こちらのほうで運営概況についてご説明いたします。平成23年、平成24年、平成25年、平成26年の決算のほうから運営状況ですが、平成23年度は売上高が2,000万円余りあったんですが、諸経費を差し引きまして、最終的には経常利益がマイナスの216万円余りの赤字となっております。これは単年度の収支は赤字となっております。平成24年からは収支が黒字に転じまして、平成24年は75万4,000円の黒字、平成25年度は458万8,000円の黒字、平成26年度は181万5,000円余りの黒字となっております。主に黒字になった要因といたしましては、平成25年度の決算から見ますと、営業外収益のところ受取手数料537万円がございまして、これはシークワサーを出荷する際に、主にもとぶウエルネスフーズからの受け取りの手数をキロ当たり10円は組合のほうに還元するというので、こちらのほうで手数料が大分営業外収益として入っております。それから平成26年度も440万円、同じくシークワサーの売り上げから手数料として入ってきております。それが主な要因としまして、運営のほうも大分収入のほうが見込まれておりますので、今後もまた継続して加工事業所と連携することによって、案内所自体の運営も軌道に乗ってくるかと思っております。あと平成26年度の支出のほうなんですが、一般管理費の上のほうで給与手当が600万円余り、平成25年度と比較しますと120万円ほど差があるんですが、こちらのほうは雇用が1人ふえまして、平成25年度は4人に対して、平成26年度は5人ということで、雇用が1人ふえたための給与手当がふえております。それも地域での地元からの雇用ですので、地域の雇用にも貢献しているものと理解しております。今後とも引き続き伊豆味みかん生産組合、組合員約130人いるんですが、伊豆味の柑橘類を中心とした生産を今後ともまた生産振興に役場としてもバックアップしていきながら、本施設の運営に対して、組合員が協力して加工事業所との連携をしながら、この施設を運営していただきたいと思いますと考えております。以上です。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第29号 本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第29号 本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第30号 本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○ **企画政策課長 安里孝夫** 議案第30号についてご説明いたします。

議案第30号 本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定について。本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成28年3月10日提出、本部町長高良文雄。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所 名称：本部町海洋ウエルネス・リゾートセンター。場所：本部町字浜元410番地他。指定管理者 所在地：本部町字浜元410番地。名称：一般財団法人 健康科学財団。指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由、平成23年第2回議会（定例会）において可決された本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定については、平成28年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき上記団体を指定管理者として指定したい。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定について。本施設は平成15年4月1日に供用開始されており、健康科学財団と管理運営委託契約を結んでおります。平成18年4月1日に指定管理者制度を導入し、健康科学財団に5年間指定管理を行っております。平成23年4月1日に更新いたしまして、この3月末をもって満了を迎えます。平成28年4月1日以降の5年間、引き続き健康科学財団へ指定管理者としての指定を考えております。

次のページをお願いいたします。平成23年度から平成26年度までの利用実績及び収支状況となっております。特に平成25年度に利用者及び収支状況が赤字となっておりますが、主な理由として、書き入れどきの夏場、特に7月、8月に例年より多く台風が通過したため、活動水面の確

保が困難による減となっております。以上で説明を終わります。

- 議長 島袋吉徳 休憩します。 休憩（午前11時24分）  
再開します。 再開（午前11時31分）  
これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第30号 本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第30号 本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第31号 本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

- 商工観光課長 宮城 健 議案第31号について説明いたします。

議案第31号 本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定について。本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。平成28年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所 名称：本部町水納島海浜施設。場所：本部町字瀬底6276番地2。指定管理者 所在地：本部町字瀬底6276番地2。名称：水納班。指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由、平成23年第2回議会（定例会）において可決された本部町水納島海浜施設の指定管理については、平成28年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町水納島海浜施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、上記団体を指定管理者として指定したい。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。平成19年6月1日に供用開始されて、平成20年4月1日から水納班に指定管理者として3年間指定をしております。下のほう平成28年4月1日以降も水納班を指定管理者として5年間指定したいと考えております。

次のページをお願いいたします。水納島入域者数及び海浜施設利用者数でございます。入域者のほうが平成26年度でいきますと5万2,591名、収支のほうが収入として359万501円、支出のほうが271万266円、88万235円の黒字となっております。以上、説明を終わります。

- 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第31号 本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第31号 本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (午前11時36分)

再開します。

再 開 (午後1時00分)

日程第10. 議案第32号 平成28年度本部町一般会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第32号について説明いたします。

議案第32号 平成28年度本部町一般会計予算について。平成28年度本部町一般会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成28年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

2枚目をお開きください。平成28年度本部町一般会計予算。平成28年度本部町一般会計予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71億3,008万8,000円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。(地方債)第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。(一時借入金)第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は12億円と定める。(歳出予算の流用)第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金職員に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年3月10日、本部町長 高良文雄。

それでは平成28年度本部町一般会計予算の概要についてご説明いたします。平成28年度一般会計予算は、昨年度より1億7,000万円余りの増額予算でございます。歳入では固定資産税が6,000万円余り、地方消費税交付金が3,700万円余りの増額で、普通交付税については、1,000万円余りの増額で予算を措置しております。普通交付税につきましては、平成28年度から平成27年度国勢調査による人口による普通交付税になります。その影響額として、約5,000万円程度減額になるのではないかと我々のほうでは現在のところ考えております。ちなみに平成27年度国勢調査は、平成22年度から321人の減少でございます。

それでは歳出について新規事業、主な事業についてご説明を申し上げます。事項別明細書47ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明のほうの一番下のほうの本部町地球温暖化対策実行計画策定業務委託料でございますが、186万9,000円。これは法律によって策定が義務づけられている努力義務ではございますが、公共施設の地球温暖化、C

CO<sub>2</sub>排出量を抑制するための計画でございます。

48ページ、49ページをお開きください。説明のほうの上から6行目、ふるさと納税代行業務委託料1,557万6,000円、平成28年度からふるさと納税制度について、IT、インターネットを活用してカード決済等でふるさと納税ができるような仕組みを構築してまいりたいと考えております。

続きまして、52ページ、53ページをお開きください。6目企画費、こちらのほうで説明のほうに賃金備人料をとってございますが、その部分については、平成28年度については空き家実態調査を行いまして、本部町にあります空き家が今後活用できないか、そういう方向性に向けて空き家実態調査を行いたいと考えております。

55ページをお開きください。同じく企画費の真ん中からちょっと下に下がったあたりに、世界のムトゥブランチ大会実施業務委託料445万9,000円、平成28年度は世界のウチナーンチュ大会が開催されます。それにあわせまして、本部町のほうでもムトゥブランチ大会を開催する予定でございます。

86ページ、87ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉総務費、説明のほうの下から5行目、臨時福祉給付金2,877万円、これは臨時的にやっているものでございますが、100%補助で、3年連続、平成28年度も同じく1人当たり3,000円交付の臨時福祉給付金でございます。これについては、原則として非課税世帯等に3,000円の給付をする予定でございます。支給対象は現在のところ大体約5,700人余りいます。これは臨時福祉給付金は3,000円でございます。

90ページ、91ページをお開きください。3目老人福祉費、説明のほうの真ん中あたりに年金生活者等支援臨時福祉給付金7,020万円、これについては1人当たり3万円の支給を予定しております。65歳以上で臨時福祉給付金該当者。ということは、65歳以上で非課税世帯、扶養にも入っていないという方々に1人当たり3万円を支給するという事業でございます。

92ページ、93ページをお開きください。4目障害者福祉費、説明の委託料のほうの上から2番目、障害者基本計画策定等委託料、これは5年計画で策定している計画でございますが、今年度から計画をしていきたい。今年度、平成28年度で切れるものですから、平成28年度に計画をしていきたいと考えております。

96ページ、97ページをお開きください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明のほうの下から2行目、貧困緊急対策業務委託料145万1,000円、これは子供の貧困対策といたしまして、実態調査を行いたいと考えております。福祉課のほうにもこのように委託料でとっておりますが、教育委員会の教育費のほうでも人事を通して学校を通しての実態調査、福祉課、教育委員会両方で実態調査を行っていきたいと考えております。

100ページ、101ページをお開きください。2目児童措置費、説明のほうの下から9行目、新生児支援金800万円、これは今議会において条例が可決されました新生児支援金制度の拡充でございます。従来まで1万円の支給をしていたものが、第1子、第2子については5万円、第3子については10万円の新生児支援金の交付をしていきたいということでございます。

114ページ、115ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、説明のほうの一番下

のほうです。不妊治療助成費300万円については、今年度新規に不妊治療の助成事業を始めてまいりたいと考えております。

128ページ、129ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、公有財産購入費の農振農用地購入費1,041万3,000円、上から6行目、7行目のほうですが、これについては本町のほうで農用地を購入して利用者に貸しつけを行い、農業の振興を図っていききたいと考えております。

132ページ、133ページをお開きください。5目農地費、説明の下から7行目、辺名地地区畑地かんがい施設整備基本設計業務委託料702万5,000円でございますが、これは辺名地に今ダムがございますが、そのダムを活用しながら、周辺、畑地かんがい事業を今後行っていききたいという考えのもとに、今年度、平成28年度基本設計業務等を行ってまいりたいと考えております。

144ページ、145ページをお開きください。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、説明の上から8行目、メイドイン・もとぶ産品成長産業化推進事業業務委託料、これは補正のほうでも特産品開発等がいろいろ議論になりましたが、当初予算に載せているものについては、流通加工本部町の産品の売り上げ、産品を売っていくことを加速していききたいと考えております。

146ページ、147ページをお開きください。3目観光振興費、説明のほうの上から10行目、観光漁業実証業務委託料、これは工事請負費のほうの観光漁業浮き漁礁設置工事費2,138万4,000円と同じ事業なんです、一括交付金を使いまして浮き漁礁を既に2基設置しておりますが、平成28年度もさらに2基追加をいたしまして、浮き漁礁を設置してまいりたいと考えております。工事請負費のほうから塩川トイレ等解体工事費の下に観光防犯カメラ設置工事費が651万3,000円でございますが、これは3基防犯カメラを設置してまいりたい。3基というのは、伊豆味、具志堅、崎本部、本部町への境界あたりに3基防犯カメラを設置してまいりたいと考えております。その防犯カメラから下に八重岳線排水路整備工事費の下に公衆トイレ新築工事費3,425万2,000円ございますが、これは伝統工業を開催している場所に、本年度、平成28年度はトイレの新築工事を行ってまいりたいと考えております。

178ページ、179ページ、10款教育費、教育費についてはちょっと2目事務局費の真ん中あたりにスクールソーシャルワーカー報償費ということで198万円予算計上してございますが、その部分についてはたくさんの部分にまたがりますので、ページ等は申し上げないで、どういった内容なのかということ平成28年度教育関係、学校関係の支援事業を拡充しておりますので、ページでは申し上げないので、概要のほうを私のほうで口頭で申し上げたいと思います。平成28年度においては、教育委員会のほうで特別支援教育環境充実事業、これも一括交付金を活用してでございますが、このスクールソーシャルワーカーもその中に含まれますが、これを約3,600万円余りで、幼稚園のほうに特別支援員を4人、小学校に12人、中学校に4人、スクールソーシャルワーカーを配置して、特別支援環境充実事業を行ってまいりたい。さらに学習支援事業、これは9,000万円弱を使いまして、これも一括交付金を使いまして、小学校のほうに学習支援員を9人、中学校のほうに4人配置する予定でございます。本部っこ短期留学は平成27年度から始めました

が、昨年は4人、4人でしたが、平成28年度は4人ふやしまして、6人、6人。高校生6人、中学生6人に事業を拡充いたしております。さらに教育委員会のほうでは小学校、中学校でICT環境整備事業といたしまして、小学校、中学校あわせまして1,200万円程度の予算を使いまして、タブレット65台、モニター11機、これも一括交付金を活用いたしまして、ICT環境の子供たちへの事業を行ってまいりたいと考えております。簡単ではございましたが、これで一般会計の説明を終わらせていただきます。

○ **議長 島袋吉徳** 日程第11. 議案第33号 平成28年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ **保険予防課長 仲榮眞 修** 議案第33号をご説明いたします。

議案第33号 平成28年度本部町国民健康保険特別会計予算について。平成28年度本部町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成28年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いいたします。平成28年度本部町国民健康保険特別会計予算。平成28年度本部町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億7,101万6,000円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(一時借入金)第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。(歳出予算の流用)第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金職員に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。(2)保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。平成28年3月10日、本部町長 高良文雄。

4枚めくっていただきまして、1ページ、歳入歳出予算事項別明細書総括表をごらんください。歳入歳出の比較、右側のほうですが、平成28年度は前年度と比較しまして、5,979万9,000円の増額となっております。歳入のほうでは6款の前期高齢者交付金、比較のほうで5,831万5,000円の増、歳出のほうでは2款保険給付費、比較のほうで6,681万7,000円の増が主な要因でございます。

それでは予算の概要をご説明いたします。まず歳入のほうですけれども、自主財源の国保税の予算額についてご説明いたします。2ページをお開きください。2ページの一番上のところです。1款国民健康保険税、総額2億8,396万4,000円となっております。歳入の構成比の約11%を占めております。下の1目の一般被保険者国民健康保険税が2億6,627万9,000円になっておりまして、その現年度分が調定額の94%で、収納率を掛けた額で計上を見積もっております。下の2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、1,768万5,000円と計上をいたしております。そ

の費目の現年度分につきましては、調定額に98%の収納率を掛けた額で計上をしております。

続きまして、歳出のご説明をいたします。22ページをお開きください。歳出の主要な支出であります医療費関係の2款保険給付費の費目となっております、一番上のほうで総額13億8,652万3,000円で予算をお願いしております。そのうち下の1項の一般被保険者療養給付費が11億1,411万2,000円で予算をお願いしております、対前年度予算ベースで6,785万7,000円の増となっております、これは1人当たりの給付費を前年度よりも四、五%増で試算して計上したことによるものでございます。以上、国民健康保険特別会計の概要説明の議案の説明を終わらせていただきます。

○ 議長 島袋吉徳 日程第12. 議案第34号 平成28年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 議案第34号をご説明いたします。

議案第34号 平成28年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について。平成28年度本部町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成28年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお開きください。平成28年度本部町後期高齢者医療特別会計正予算。平成28年度本部町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億593万5,000円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(一時借入金)第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。平成28年3月10日、本部町長 高良文雄。

3枚めくっていただきまして、1ページ、歳入歳出予算事項別明細書の総括表をごらんください。平成28年度は前年度と比較しまして、167万1,000円の減額となっております。歳入歳出のそれぞれの表の比較のほうを踏まえながらご説明します。歳入のほうでは6款繰入金、比較のほうで152万2,000円の減、歳出のほうでは2款後期高齢者医療広域連合納付金、比較156万円の減が影響しております、主な要因といたしましては、保険基盤安定負担金の減によるものです。

それでは歳入歳出の概要説明をご説明いたします。2ページをお開きください。2ページの一番上のほうです。1款後期高齢者医療保険料、総額4,918万9,000円で予算計上しております、その中の現年度分の保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合が示した試算を計上しております、前年度よりも被保険者数が30人程度の減少の196人前後の推計をもとに計上しております。

続きまして、歳出のほうをご説明いたします。10ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金ということで、右側の11ページの説明のほうをごらんください。保険料負担金のほうが4,919万円、これは保険料収入をこの科目のほうから後期高齢者広域連合へ納付する額となっております。下の保険基盤安定負担金5,456万4,000円、これは保険基盤安定繰入金を同じ

く同広域連合へ納付する額を計上しておりまして、冒頭でも触れましたけれども、保険基盤安定繰入金につきましては、前年度よりも119万8,000円減となっております、これは前年度よりも19人減の1,791人の保険料軽減分の試算によるもので前年度よりも減となっております。以上、議案の説明を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** 日程第13. 議案第35号 平成28年度本部町公共下水道特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ **公営企業課長 宮城 忠** 議案第35号についてご説明いたします。

議案第35号 平成28年度本部町公共下水道特別会計予算について。平成28年度本部町公共下水道特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成28年3月10日提出、本部町長高良文雄。

次のページをお願いします。平成28年度本部町公共下水道特別会計予算。平成28年度本部町公共下水道特別会計予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,125万5,000円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。(一時借入金) 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億5,000万円と定める。(歳出予算の流用) 第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金職員に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年3月10日、本部町長 高良文雄。

次のページが第1表 歳入歳出予算になっております。5枚めくりまして、4ページ、5ページをお開きください。歳入の説明をいたします。5ページの真ん中あたりの下水道事業の国庫負担金についてですが、これまで補助率は同じ10分の6なのに、国と県と分けて交付されてきました。平成28年度より県補助に一本化されたため、国の補助を1,000円としております。平成28年度の県補助は事業費1億4,660万円に対し、8,800万円を計上しております。一番下の欄の一般会計繰入金1億4,154万3,000円について、前年度より1,230万4,000円を計上しております。これは浄化センターの改築工事に係る公債費の償還が始まったことなどのためです。

次の7ページの一番下の欄の下水道事業債5,860万円は、補助事業費の裏負担分でございます。歳入の説明は以上でございます。

次に歳出の説明をいたします。14ページ、15ページをお願いします。施設新設改良費について説明いたします。13節委託料2,328万5,000円は、渡久地と大浜地内の既設污水管の改築実施設計費です。あとは15節工事請負費1億2,346万3,000円は、谷茶と渡久地、浜元地内の既設污水管の改築工事費でございます。以上で歳入歳出の説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 日程第14. 議案第36号 平成28年度本部町水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 議案第36号のご説明をいたします。

議案第36号 平成28年度本部町水道事業会計予算について。平成28年度本部町水道事業会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成28年3月10日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。平成28年度本部町水道事業会計予算。(総則) 第1条 平成28年度本部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。(業務の予定量) 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。1. 給水戸数6,048戸。2. 年間給水量224万3,000立米。3. 一日平均給水量6,142立米。(収益的収入及び支出) 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入といたしまして、第1款水道事業収益の収入4億9,929万5,000円、第1款水道事業費用の支出といたしまして、4億4,490万9,000円を計上しております。

次の2ページをお開きください。(資本的収入及び支出) 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1億429万円は当年度損益勘定留保資金で補填するものとする。) 第1款資本的収入の収入5,000万6,000円、第1款資本的支出の支出といたしまして、1億5,429万6,000円を計上しております。

次の3ページをお願いします。(企業債) 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的としましては、送水設備費でございます。限度額としまして、2,500万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法はお読みください。

(一時借入金) 第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。(議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1. 職員給与費6,241万8,000円。平成28年3月10日、本部町長 高良文雄。

次に別冊の薄いやつ、平成28年度本部町水道事業会計予算説明資料で説明します。3ページをお開きください。上段の委託料についてご説明いたします。平成28年度から上水道維持管理の効率的な推進と維持管理の縮減を図るため、下水道施設の維持管理、日常点検、定期点検、電力、薬品等のユーティリティ調達及び修繕を包括的に民間業者に委託します。そのため上水道維持管理委託業務2,744万円を計上しております。

次に8ページをお開きください。資本的収入及び支出の説明をいたします。収入では塩川地区において水道工事の国庫補助事業を実施するため、資本的収入5,000万6,000円を計上しております。

次に9ページの支出の説明をいたします。資本的支出として1億5,429万6,000円を計上しております。3目の送水設備費5,200万円のうち5,000万円は塩川地区の国庫補助事業分でございます。施政方針でありましたが、本町で唯一簡易水道による給水している塩川地区において、町全体を単一の事業、水道事業として安全で安心な水を安定的に供給できるように努め、持続可能な形態

を目指します。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 日程第15. これから研究会を行います。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。

休 憩 (午後 1 時39分)

再開します。

再 開 (午後 2 時01分)

日程第15. これから研究会を行いたいと思います。

休憩します。

休 憩 (午後 2 時02分)

(研究会)

再開します。

再 開 (午後 3 時30分)

これで本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会 (午後 3 時30分)